

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」についての会長声明

本日、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」（以下「本研究会」という。）の最終報告（以下「最終報告」という。）が発表された。本研究会は、「近年、真犯人の存在により人違いであることが明らかになるなど、警察の取調べの在り方が厳しく問われる無罪事件等が続き、警察捜査に対する国民の信頼が揺らいでいる」状況を踏まえて、「治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するために（中略）検討を行うことを目的として」、2010年（平成22年）2月に発足した。その後、2012年（平成24年）2月までに合計23回の会議を開催し、検討を加えてきたものである。

この間、取調べの全過程録画・録音制度の早期実現の是非はもとより、取調べ及び捜査手法の高度化をも含めて、熱心に議論されたものであり、本研究会のこの間の取組自体については、当会としても敬意を表するものである。そして、このような議論の結果、最終報告は、取調べの録音・録画について、「虚偽自白及び『えん罪』を防止することに資することから、可能な限り、積極的に実現すべきものと考えられる」とし、これが、取調べの適正化にも資するとして、取調べの録音・録画の拡大を謳っており、この点においては、最終報告は、これまでの警察組織の認識からは一歩前進した内容をも含んでいる。

しかしながら、最終報告は、従来からの日本型の取調べ（長時間に亘り、「真相解明機能」なるものを強調し、果ては、「改善更生機能」さえ有するとする取調べ）について抜本的な改革が必要との立場を採用しておらず、取調べの全過程録画・録音自体の評価や、その制度実現についても、いわゆる「両論併記」に終始しており、残念ながら、取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音。以下、単に「取調べの可視化」という。）制度実現について、積極的な提言には至らなかった。本研究会が、前述の如く、複数のえん罪事件の発覚により警察の取調べの在り方が厳しく問われている現状を前提として、取調べに過度に依存してきた捜査の在り方を改める必要を考慮しつつ、取調べの可視化制度化実現に向けての検討を行うことを目的としていたことからすれば、取調べの可視化制度の実現に向けて、より踏み込んだ提言がなされるべきであり、これがなされなかったことは、甚だ遺憾と言わざるを得ない。

ただ、最終報告は、上記のような両論併記に終始しつつも、警察における取調べの録画の試行については、「取調べの可視化の在り方について検討するための実証的資料を得るため」の方策と位置づけ、裁判員裁判対象事件及び知的障がい有する被疑者について、自白事件に限らず、否認事件も含めて、広く試行を実施すべきとした。この提言は、警察における取調べにおいて、取調べ全過程の録画・録音を含め、幅広く取調べの録画・録音を試行することを求めたものというべきである。

今後、警察庁においては、最終報告の上記提言を受けて、全国の警察での取調べで上記の幅広い試行が実施されるよう、早急に、必要なすべての措置を講ずるべきである。そし

て、警察庁は、現在、法制審議会に設置されている「新時代の刑事司法制度特別部会」に、可及的速やかに、上記試行についての検証結果を報告するとともに、警察捜査段階の取調べの可視化実現に向け真剣に力を尽くすべきである。

これまで取調べの可視化実現に向けた取り組みを、全国単位会に先駆けて行ってきた当会においては、今後も最終報告の結果を踏まえた上記試行の進捗状況を注視すると共に、一刻も早く、取調べの可視化が制度化されることを求め、これに向けて更に積極的に取り組んでいく所存である。

2012年（平成24年）2月23日

大阪弁護士会

会長 中本 和洋